

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 公共下水道の占用許可事務については、横浜市下水道条例(昭和48年6月5日条例第37号。以下「条例」という。)、横浜市下水道条例施行規則(昭和48年6月27日規則第103号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <b>公共下水道</b> 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために公共下水道管理者が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。</p> <p>(2) <b>つぶれ水路</b> 公図上、水路であるが、公共下水道施設が整備されて、水路としての形態がないもの。</p> <p>(3) <b>公共下水道用地</b> 公共下水道管理者が管理する用地</p> <p>(占用許可の対象となる用地)</p> <p><b>第3条</b> 占用許可の対象となる用地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共下水道用地</p> <p>(2) つぶれ水路</p> <p>(占用許可の基準)</p> <p><b>第4条</b> 占用の許可は公共下水道用地及びつぶれ水路の維持管理(点検、清掃、修繕、保護及び防護)に支障のない範囲で、必要最小限で、公序良俗に反しないものとし、次の各号に該当する場合に限るものとする。</p> <p>(1) 運輸事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に占用させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用または公共用に占有させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 隣接する土地の所有者等がその土地を利用するため、占有させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(4) 本市の施設工事に伴い、本市と取引関係にある相手方に、資材置き場として占有させることが必要と認められる場合</p> <p>(5) その他、占有を認めるに足る十分な合理的な理由があると認められる場合</p> <p>(占用許可の対象物件)</p> <p><b>第5条</b> 占用許可の対象物件は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地占用については次に定めるところによる。</p> <p>ア 電柱、電話柱等の柱類</p> <p>イ 水道管、ガス管、又はケーブル</p> <p>ウ 橋りょう</p> <p>エ その他、通路、資材置き場、駐車場(自動車保管場所証明の発行が必要となる「月極め」や、収益を目的とした「時間貸し」を除く)として占有する場合</p> <p>(2) 建物占有については、倉庫、物置等</p> <p>(3) 下水道暗渠占有については、光ファイバーケーブル等</p> <p>(4) その他、第5条第1項～第3項以外の占有をする物件</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 公共下水道の占用許可事務については、横浜市下水道条例(昭和48年6月5日条例第37号。以下「条例」という。)、横浜市下水道条例施行規則(昭和48年6月27日規則第103号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <b>公共下水道</b> 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために公共下水道管理者が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。</p> <p>(2) <b>つぶれ水路</b> 公図上、水路であるが、公共下水道施設が整備されて、水路としての形態がないもの。</p> <p>(3) <b>公共下水道用地</b> 公共下水道管理者が管理する用地</p> <p>(占用許可の対象となる用地)</p> <p><b>第3条</b> 占用許可の対象となる用地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共下水道用地</p> <p>(2) つぶれ水路</p> <p>(占用許可の基準)</p> <p><b>第4条</b> 占用の許可は公共下水道用地及びつぶれ水路の維持管理(点検、清掃、修繕、保護及び防護)に支障のない範囲で、必要最小限で、公序良俗に反しないものとし、次の各号に該当する場合に限るものとする。</p> <p>(1) 運輸事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に占有させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用または公共用に占有させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 隣接する土地の所有者等がその土地を利用するため、占有させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(4) 本市の施設工事に伴い、本市と取引関係にある相手方に、資材置き場として占有させることが必要と認められる場合</p> <p>(5) その他、占有を認めるに足る十分な合理的な理由があると認められる場合</p> <p>(占用許可の対象物件)</p> <p><b>第5条</b> 占用許可の対象物件は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地占用については次に定めるところによる。</p> <p>ア 電柱、電話柱等の柱類</p> <p>イ 水道管、ガス管、又はケーブル</p> <p>ウ 橋りょう</p> <p>エ その他、通路、資材置き場、駐車場(自動車保管場所証明の発行が必要となる「月極め」や、収益を目的とした「時間貸し」を除く)として占有する場合</p> <p>オ 本市中期計画に掲載されている重点事業に基づき公募された物件</p> <p>(2) 建物占有については、倉庫、物置等</p> <p>(3) 下水道暗渠占有については、光ファイバーケーブル等</p> <p>(4) その他、第5条第1項第1号～第3号以外の占有をする物件</p>

現行	改正後（案）
<p>（許可の条件）</p> <p>第6条 占用の許可に際しては、必要に応じ占有許可条件（第1号様式）をつけることができる。</p> <p>（占有許可の期間）</p> <p>第7条 占用の許可期間は、占有の目的、様態等を勘案し、会計年度で最長5年以内とする。</p> <p>（占有料の返還）</p> <p>第8条 規則第36条の規定により徴収した占有料は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はその額の全部または一部を返還することができる。</p> <p>（1）本市において公用または公共用に供するため必要を生じ、その占有の許可を取り消したとき。</p> <p>（2）占有者から占有のとりやめの申出があり、市長が特にやむを得ないと認める場合。</p> <p>2 占有料の返還を受けようとする者は、占有廃止届（第2号様式）及び返還申請書（第3号様式）を提出するものとする。</p> <p>3 占有料の返還額は月割をもって計算し、一箇月未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。</p> <p>（占有内容の変更）</p> <p>第9条 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、変更事項の内容に応じて、占有許可申請または、変更の届け出を行うものとする。</p> <p>（1）占有許可内容（占有物件、占有面積又は占有延長、占有方法等）を変更する場合は、公共下水道占有許可申請書により、変更の許可申請を行うものとする。この場合、申請書の備考欄に、当初指令番号及びその変更理由を記入するものとする。</p> <p>（2）法人の商号または代表者名の変更等は、占有変更届（第4号様式）を提出するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 本要綱の施行前に許可したものについては、従前の例による。（複数年で許可したものについては、従前の通りとします。）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和3年11月11日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p>	<p>（許可の条件）</p> <p>第6条 占用の許可に際しては、必要に応じ占有許可条件（第1号様式）をつけることができる。</p> <p>（占有許可の期間）</p> <p>第7条 占用の許可期間は、占有の目的、様態等を勘案し、会計年度で最長5年以内とする。</p> <p>（占有料の返還）</p> <p>第8条 規則第36条の規定により徴収した占有料は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はその額の全部または一部を返還することができる。</p> <p>（1）本市において公用または公共用に供するため必要を生じ、その占有の許可を取り消したとき。</p> <p>（2）占有者から占有のとりやめの申出があり、市長が特にやむを得ないと認める場合。</p> <p>2 占有料の返還を受けようとする者は、占有廃止届（第2号様式）及び返還申請書（第3号様式）を提出するものとする。</p> <p>3 占有料の返還額は月割をもって計算し、一箇月未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。</p> <p>（占有内容の変更）</p> <p>第9条 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、変更事項の内容に応じて、占有許可申請または、変更の届け出を行うものとする。</p> <p>（1）占有許可内容（占有物件、占有面積又は占有延長、占有方法等）を変更する場合は、公共下水道占有許可申請書により、変更の許可申請を行うものとする。この場合、申請書の備考欄に、当初指令番号及びその変更理由を記入するものとする。</p> <p>（2）法人の商号または代表者名の変更等は、占有変更届（第4号様式）を提出するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 本要綱の施行前に許可したものについては、従前の例による。（複数年で許可したものについては、従前の通りとします。）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p>